**平成２９年（フ）第３１号**
福井県敦賀市新和町１丁目16番２－５号
債務者　小松原　翔
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２９年（フ）第１４号**
山口県岩国市門前町２丁目28番22号
債務者　石川　将之
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２９年（フ）第５１号**
福岡県飯塚市小正357番地20
債務者　藤木　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２９年（フ）第３８号**
千葉県木更津市新田２丁目７番34号　白井方
債務者　加藤　　聡
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２９年（フ）第５０６号**
名古屋市名東区高社１丁目16番地　東昭ビル415号
債務者　大角　幸枝
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第５９０号**
名古屋市緑区姥子山１丁目602番地　有松フラット102号
債務者　渡會　功治
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第６２１号**
愛知県尾張旭市渋川町２丁目２番地１　ＯＳ・ＳＫＹリヴィエラ天神４Ａ号、従前の住所愛知県尾張旭市渋川町２丁目４番地６　ライオンズマンション印場駅南306号
債務者　石川　武史
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４５号**
青森県弘前市大字宮園４丁目４番地１　市営住宅Ｄ－104号
債務者　相澤　早苗
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２９年（フ）第７４号**
青森市幸畑５丁目９番５号　県営住宅２－２
債務者　宇野　一也
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２１２号**
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央５丁目13番10号
債務者　葛迫　広美
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２９年（フ）第２１４号**
大阪府東大阪市足代北１丁目３番21号　足代北パークマンション　６Ａ号、申立時の住所千葉県柏市南逆井２丁目３番３号　ピサンリ102号
債務者　牧田　秀治
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２９年（フ）第２４５号**
千葉県柏市大室1874番地67　蔵方
債務者　関　　幸代
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２９年（フ）第３１０号**
千葉県松戸市北松戸２丁目４番地の４　ロイヤルハイツサカエ２－205
債務者　三浦　秀昭
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２９年（フ）第３２０号**
千葉県柏市豊四季710番地９　向中原住宅203号
債務者　高橋　卓也
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２９年（フ）第２７０号**
川崎市麻生区上麻生３丁目５番18号　新百合ハイツ　Ａ－102、前住所川崎市麻生区万福寺４丁目３番８－524号　三上和昭方
債務者　来栖　正治
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２８年（フ）第９３２号**
神戸市灘区城の下通２丁目５番13号城の下ハイマンション201
債務者　神戸しあわせ研究所こと　大森　純子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部